



認可外保育施設を利用される方へ

幼児教育・保育の無償化等のご案内

塩尻市保育課



目 次

1 幼児教育・保育の無償化等	2
認定の種類について	3
無償化の対象と範囲について	4
保育料の無償化について	5
2 無償化のための認定手続き	6
保育を必要とする事由	7
無償化に関するQ&A	10
申請手続きについて	11

1 幼児教育・保育の無償化等について

認定等の種類について

認可外保育施設を利用するお子さんが保育料等の無償化の対象となるためには、市から認定を受けていただく必要があります。フローチャートを参考に、該当する認定区分で申請してください。

認定の種類

施設等利用給付 2 号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過している子どもで、保育を必要とする事由に該当する子ども

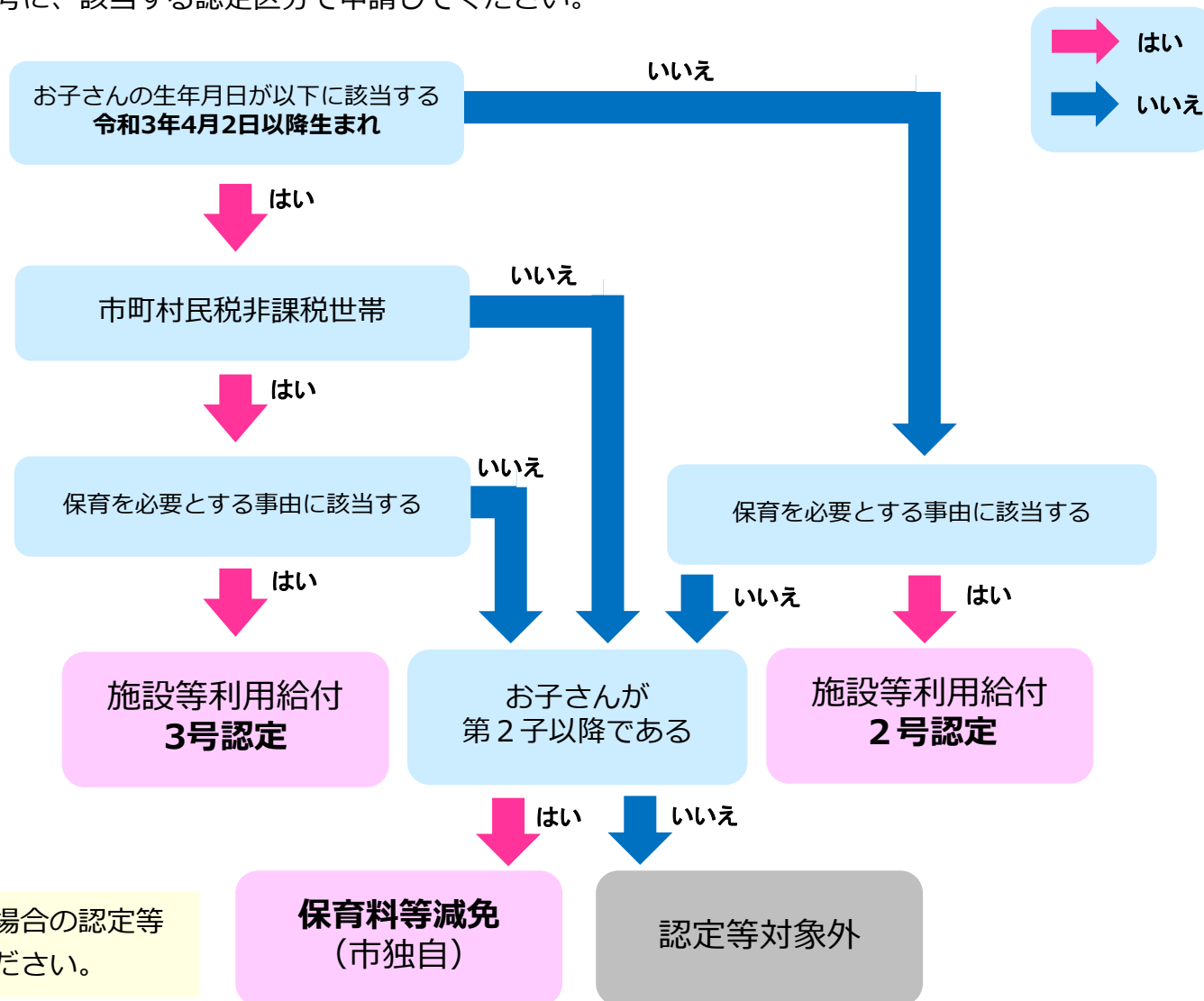
施設等利用給付 3 号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子ども(満3歳児)で、保育を必要とする事由に該当し、市町村民税非課税世帯である子ども

保育料等減免 (市独自)

施設等利用給付2号認定、3号認定に該当しない子どもで、**第2子以降**の子ども

※企業主導型保育施設を利用される場合の認定等については各施設にお問い合わせください。



無償化の対象と範囲について

幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの児童、市町村民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの児童の幼児教育・保育が無償化の対象となります。令和6年度からは、0歳から2歳児クラスまでの児童のうち、第2子以降の場合は、市独自の多子世帯を応援する制度により無償化の対象となります。

3歳から5歳児クラス保育料

	保育を必要とする事由に該当する世帯	保育を必要とする事由に該当しない世帯
保育園 (認可保育園)	無償	—
認定こども園 (保育園部分)	無償	—
認定こども園 (幼稚園部分)	無償(満3歳児も対象)	
幼稚園 (私学助成幼稚園)	月額25,700円まで無償(満3歳児も対象)	
幼稚園 (新制度移行幼稚園)	無償(満3歳児も対象)	
幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)の 預かり保育	無償(450円×利用日数) ※月額上限あり ※満3歳児は市町村民税 非課税世帯または第2子以 降のお子さんのみ対象	対象外
認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業(デイ保育) ・ファミリーサポート事業 ・病児保育事業	無償 ※合計で月額37,000円まで	無償 ※認可外保育施設に限る ※月額37,000円まで ※第2子以降のお子さんのみ 対象

0歳から2歳児クラス保育料 (市町村民税非課税世帯又は第2子以降)

	保育を必要とする事由に該当する市町村民税非課税世帯	保育を必要とする事由に該当しない世帯
保育園 (認可保育園)	無償	—
認定こども園 (保育園部分)	無償	—
地域型保育施設	無償	—
認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業(デイ保育) ・ファミリーサポート事業 ・病児保育事業	無償 ※合計で月額42,000円まで	無償 ※認可外保育施設に限る ※月額42,000円まで ※第2子以降のお子さん のみ対象

※第2子以降とは、生計を一にしている子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントした場合の、第2子以降のお子さんです。
 ※満3歳児は3歳の誕生日から最初の3月31日までの間にあるお子さんです。
 ※保育を必要とする事由については、P8参照。

保育料の無償化について

1 幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付2号認定、3号認定）

令和元年10月から全国一斉にスタートした幼児教育・保育の無償化により、保護者が認可外保育施設等に支払った保育料について、次のとおり無償化されます。

- 対象等：① 3歳以上（年少以上）であり、市から保育の必要性の認定を受けているお子さん
→保育料が月額37,000円を上限に無償化されます。
- ② 3歳未満（年少未満）であり、市から保育の必要性の認定を受けている
市町村民税非課税世帯のお子さん
→保育料が月額42,000円を上限に無償化されます。

※認可外保育施設等に係る無償化の給付は、市から認定保護者に対して支払います。保護者の皆さんは、施設に対して保育料を支払った上で、塩尻市に無償化分の給付を請求することになります。（償還払い）

※償還払いの手続については対象者に別途通知しますので、認可外保育施設を利用した際の領収書等は大切に保管しておいてください。

※保育園等を利用している方で、保育園等の開所時間外に認可外保育施設等を利用する場合は、認可外保育施設等の利用に係る給付を受けることはできません。

2 保育料等減免（市独自）

幼児教育・保育の無償化のほか、市独自の多子世帯を応援する制度により、次のとおり保育料が無償化されます。

- 対象等：① 3歳以上（年少以上）であり、市から保育の必要性の認定を受けていない第2子以降のお子さん
→保育料が月額37,000円を上限に無償化されます。
- ② 3歳未満（年少未満）であり、市から保育の必要性の認定を受けていない市町村民税非課税世帯以外の第2子以降のお子さん
→保育料が月額42,000円を上限に無償化されます。

※企業主導型保育施設における保育料の無償化については、別途上限額を定めています。詳細は市保育課にお問い合わせください。

2 無償化のための認定手続き

※入園手続きについては、各園にお問い合わせください。

保育を必要とする事由

保育の必要性の認定は、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合に限り認定できます。

保育を必要とする事由	内容
① 就労	1 か月あたり 6 4 時間以上の労働を常態としている
② 妊娠・出産	妊娠している、または出産後間がない
③ 疾病・障がい	疾病にかかっている、負傷している、または精神若しくは身体に障がいがある
④ 介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっている
⑥ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている
⑦ 就学	大学・専修学校などに在学している、または職業訓練校などで職業訓練を受けている
⑧ 虐待・DV	虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）がある、またはそのおそれがある
⑨ 育休継続	育児休業をする際、既に保育園等に入園しているお子さんがいて、継続して利用する必要がある ※ 0 歳児から適用
⑩ 家庭育児	3 歳未満のお子さんを家庭で育児している ※ 3 歳以上児に限り適用



- ・認定後に保育の必要性を満たさなくなった場合は、認定を取り消します。（例：仕事を辞めた）
 - ・保育を必要とする事由に関する提出書類等の虚偽が発覚した場合は、認定を取り消します。
 - ・年度途中に保育を必要とする事由を変更する場合は、変更手続きが必要です。（例：就労 → 妊娠・出産）
- なお、毎月25日までに変更手続きをした場合は、翌月から変更が可能です。

① 就労



【条 件】 **1か月あたり64時間以上の労働を常態としていること**

※会社勤務、自営業、農業、フルタイム、パートタイム、夜間勤務、テレワーク、内職など、就労形態は問いません。ただし、**労働の対価が発生しない「手伝い」などは認められません。**

【必要書類】 **就労証明書**（市指定の様式で勤務する会社等が作成したもの）



就労証明書の証明者が**本人**または**親族**である場合、以下の書類のうち、いずれか1点のコピーを添付してください。（※原則、本人名義の書類を添付してください）

※書類を提出できない場合は市保育課へご相談ください。

・最新の確定申告書（第1・2表）・源泉徴収票・営業許可証・開業届・事業所登録・事業所名が記載された保険証・事業所名が記載された納税通知書・出荷票・雇用保険の加入状況のわかる書類

③ 疾病・障がい



【条 件】

保護者が「疾病」「負傷」「精神・身体の障がい」に該当していること

【必要書類】

- ① 障がいがある方
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
- ② 介護認定（要介護度2以上）を受けている方
介護保険被保険者証の写し
- ③ ①②に該当しない方
保育ができないことに関する医師の診断書（塩尻市の様式）

② 妊娠・出産



【条 件】

保護者（母）が出産（予定）月の3か月前～6か月後であること

例）10月出産の場合

出産前3ヶ月（7～9月）＋ 出産月1ヶ月（10月）
＋ 出産後6ヶ月（11月～翌年4月）＝10ヶ月

【必要書類】

母子健康手帳の写し（保護者氏名と出産予定日が分かる部分）

④ 病人等の介護・看護（同居親族）



【条 件】 **長期にわたり、常時、同居親族の介護・看護をしていること**

【必要書類】

- ① 介護・看護する親族が介護認定（要介護度2以上）を受けている場合
 - ・ **介護保険被保険者証の写し**
 - ・ **介護・看護の実施状況に関する申立書（塩尻市の様式）**※両方必要です。
- ② ①に該当しない場合
 - ・ **介護・看護が必要であることの医師の診断書（塩尻市の様式）**
 - ・ **介護・看護の実施状況に関する申立書（塩尻市の様式）**※両方必要です。



※申立書の内容次第では入園の要件として認められない場合がありますので、事前に市保育課にご連絡ください。

※診断書については、市保育課で申立書の内容を確認した後に医師に依頼してください。

⑤ 災害復旧



- 【条 件】 地震・火災・風水害等に遭い、その復旧にあたっていること
【必要書類】 り災証明書

⑦ 就学



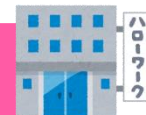
- 【条 件】 大学、専門学校、職業訓練校等に通っていること
※ 1 か月あたり 6 4 時間以上
【期 間】 **在学期間または年度末までのいずれか短い方**
【必要書類】 ・ **在学証明書**（入学前の場合は、合格通知書）
・ **カリキュラム**など（日数及び時間が分かるもの）
※ 両方必要です。



⑨ 育児休業中の継続利用 ※ 0 歳児から適用

- 【条 件】 育児休業をする際に、すでに保育園等を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要と認める場合
【必要書類】 **就労証明書**
(市指定の様式で勤務先の会社等が作成し、育児休業期間の記載があるもの)

⑥ 求職活動



- 【条 件】 求職活動を継続的に行っていること（自営業の起業準備を含む）
【期 間】 **3 か月間**
【必要書類】 **ありません**
(申請の際に求職活動の状況を記入していただきます。)

⑧ 虐待・DV

- 【条 件】 虐待やDVが行われている、またはそのおそれがあること
※ 該当する方は、市保育課及びこども未来課へご相談ください。

⑩ 3 歳未満児の家庭育児 ※ 3 ～ 5 歳児の入園に限る

- 【条 件】 入園するお子さんのほかに **3 歳未満児**を家庭で育児していること
※ 「3 歳未満児」は、令和 3 年 4 月 2 日以降に生まれたお子さんが対象です。
※ 保育園、認可外保育施設など、お子さんを日々保育する施設に入園している場合は該当しません。
※ **3 ～ 5 歳児**の入園に限り認められます。
0 ～ 2 歳児の入園には適用できません。
【必要書類】 **ありません**

無償化に関するQ&A



Q₁ 一度認定が認められれば卒園まで継続しますか？

A 1 認定内容によって認定期間が異なります。
施設等利用給付2号認定：保育を必要とする事由に定められた期間
施設等利用給付3号認定：満3歳に達した日以降最初の3月31日まで
※年に一度現況届を提出していただく必要があります。

Q₂ 申請手続きが間に合わない場合は、遡って無償化（認定）してもらえますか？

A 2 申請した日より遡って無償化の対象とする（認定する）ことはできません。
必ず利用の開始に間に合うように申請してください。
お急ぎの場合は、直接市保育課に提出してください。

Q₃ 保育を必要とする事由のうち、有効期限が定められているものについて、有効期限が経過してしまった場合は、保育料の無償化の対象から外れてしまうのですか？

A 3 保育を必要とする事由を変更しない限りは、無償化の対象外となります。



申請手続きについて

1 施設等利用給付 2 号認定、3 号認定を希望するお子さん

【提出書類】 ①子育てのための施設等利用給付認定申請書（別紙様式）

※申請書は、園児一人につき1枚必要です。

※P12の申請書記入例をご参考のうえ、ご記入ください。

②保育を必要とする事由を証明する書類（P7～P9参照）

※父・母それぞれ必要です。

※様式は市保育課にてお渡ししています。また、市ホームページからダウンロードもできます。（P14参照）

※就労証明書など、勤務する会社等に書類の作成を依頼していただくものがありますので、お早目のご準備をお願いします。保育を必要とする事由を証明する書類が提出期限に間に合わない場合は、市保育課にご連絡ください。

③所得や所得控除内容を確認できる書類

※海外移住者等で日本国内で課税されていない方のみ。

【提出先】 塩尻市保育課保育企画係

【提出期限】 入園予定月の前月25日（土日祝日にあたる場合はその直前の平日）

2 保育料等減免を希望するお子さん

【提出書類】 保育料等減免措置に関する調書（別紙様式）

※申請書は、園児一人につき1枚必要です。

※P13の申請書記入例をご参考のうえ、ご記入ください。

※施設が定める期限までに施設に提出してください。

認定申請書の記入例（施設等利用給付 2号認定、3号認定）

様式第15号（第12条関係）
様式第19号（第14条関係）

記入した日 子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届

令和 5 年 12 月 1 日

保護者氏名 塩尻 拓也

（あて先）塩尻市長

次のとおり、施設等利用給付に係る { 支給認定を申請します。
支給認定における現況を届け出ます。 }

申請に係る 子どもの氏名	フリガナ	シオヰリ 拓也	生年月日	年齢	性別
		塩尻 陽菜	平 2 年 5 月 15 日	3 歳	女
保護者住所 ・連絡先	住所	〒399-0786 塩尻市 大門七番町3番3号			
	令和6年1月1日の住所	令和5年1月1日の住所			
	☒ 市内 ☐ 市外	都道府県	市区町村	☒ 市内 ☐ 市外	
		都道府県	市区町村	東京 都道府県 新宿 町村	
認定区分 （該当に○をし てください。）	緊急連絡先に レ印を記入し てください。	☐ 自宅電話番号 ☒ 携帯電話(父) ☒ 携帯電話(母)	— — — — — 090 — 0000 — ×××× 080 — △△△△ — □□□□		
	1号:	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号認定子ども・3号認定子ども以外の子ども			
	2号:	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもで、保育を必要とする事由に該当する子ども			
3号:	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもで、保育を必要とする事由に該当する者のうち、市町村民税非課税世帯または生活保護世帯である子ども				

1 世帯の状況（申請に係る子ども以外の同居の家族全員を記入してください。）

氏名	子どもの 続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先又は 学校・園名等	備考
（フリガナ） シオヰリ 拓也	父	明/大 63 年 1 月 26 日	36 歳	男	〇〇工業	
（フリガナ） シオヰリ 美咲	母	明/大 昭 3 年 6 月 2 日	32 歳	女	〇〇会社	
（フリガナ） シオヰリ 葵	姉	明/大 昭 28 年 10 月 18 日	7 歳	女	〇〇小学校	
（フリガナ）		明/大 昭 年 月 日	歳			
（フリガナ）		明/大 昭 年 月 日	歳			
（フリガナ）		明/大 昭 年 月 日	歳			
（フリガナ）		明/大 昭 年 月 日	歳			

○父母については単身赴任等で別居している場合であっても記入してください。

その際、備考欄に「別居」とご記入ください。

（表面）

2 利用する（予定の）施設等

① 幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園を利用される方は、御記入ください。

施設名	所在地	利用開始日
	都道府県	令和 年 月 日

② 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用される方は、御記入ください。（1号に該当する場合は、記入不要です。）

施設名	利用するサービスの種類	所在地 （塩尻市外に所在する施設のみ 記入）	利用開始日
〇〇保育所	☒ 認可外 ☐ 病児保育	都道府県	令和 年 月 日
	☐ 一時預かり ☐ 子育て支援活動	都道府県	令和 年 月 日
	☐ 認可外 ☐ 病児保育	都道府県	令和 年 月 日
	☐ 一時預かり ☐ 子育て支援活動	都道府県	令和 年 月 日

現況届の場合は、利用開始日の
記入は不要です。

※ 該当する□に、レ印を記入して下さい。

3 保育を必要とする事由等（1号認定に該当する場合は、記入不要です。）

※保護者の労働又は疾病等の事由により幼稚園等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育を必要 とする事由 （該当する事由に○を 記入してください）	父	☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧	☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ ☐ 育児取得中で継続 ☐ その他（ ）	☐ 求職活動 ・活動方法 ☐ 公共職業安定所（ハローワーク）に登録する ☐ 民間の就職斡旋機関等に登録する ☐ その他（ ） ・希望する職業（ ）
		※求職活動、3歳未満児の家庭育児の場合、右側に状況を記入してください。		
		氏名		
		氏名		
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧	☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ ☐ 育児取得中で継続 ☐ その他（ ）	☐ 求職活動 ・活動方法 ☐ 公共職業安定所（ハローワーク）に登録する ☐ 民間の就職斡旋機関等に登録する ☐ その他（ ） ・希望する職業（ ）	
	※求職活動、3歳未満児の家庭育児の場合、右側に状況を記入してください。			
	氏名			
	氏名			

※ 該当する□に、レ印を記入して下さい。

4 個人番号

氏名	続柄	個人番号
塩尻 拓也	父	* * * * *
塩尻 美咲	母	* * * * *
塩尻 陽菜	本人	* * * * *
		* * * * *
		* * * * *

同意の上、記名してください。
表面上部の保護者氏名と統一してください。

施設等利用給付に係る認定の申請において、次の事項について同意します。（氏名を自記の場合は、押印を省略することができます。）

（1）施設等利用給付認定や施設等利用費の支給及び実費徴収の補足給付に関して必要と認められる場合に、世帯の市民税等課税情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること。

（2）（1）の情報に基づいて決定した施設等利用給付に関する情報及び申請書等に記載した内容について、特定子ども・子育て支援施設等に対して提示すること。

保護者氏名 塩尻 拓也

印

（裏面）

認定申請書の記入例（保育料等減免）

保育料等減免措置に関する調書

塩尻市にぎやか家庭保育料等補助事業の助成手続きにおける世帯の状況等は、次のとおりです。
なお、助成に係る審査のため、保護者及び同一世帯員の住民基本台帳等に関する情報を塩尻市が調査することに同意します。

記入した日

令和 6 年 4 月 1 日

保護者氏名	塩尻 拓也 (印)				
保護者住所 連絡先	〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 (電話番号 0263 - 52 - 0280)				
申請に係る 子どもの氏名	シオジリ ヒナ 塩尻 陽菜 (第2子)	生 年 月 日 令和 2 年 5 月 5 日	年 齢 (R6.4.1現在) 3 歳	性別 男 女	
施 設 名	〇〇保育園				
施設の利用期間 (見込み)	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 7 年 3 月 31 日 ※今年度における利用期間を記入してください。(例) 令和6年4月1日~令和7年3月31日				
世帯の状況（申請に係る子ども以外の同居の家族全員を記入してください。）					
氏 名	生 年 月 日	年 齢 (R6.4.1現在)	性 別	続 柄	
塩尻 拓也	大(昭)平/令 63年 1月26日	36歳	男	父	
塩尻 美咲	大/昭(平)/令 3年 6月 2日	32歳	女	母	
塩尻 葵	大/昭(平)/令 28年10月18日	7歳	女	姉	
	大/昭/平/令 年 月 日				
	大/昭/平/令 年 月 日				
保 育 料 (月額)	20,000 円				
上記のとおり相違ないことを証明します。					
施設側の記入欄					
塩 尻 市 長 様					
令和 年 月 日					



申請に必要な書類について

※「保育を必要とする事由」の証明書類は、父・母それぞれ必要です。

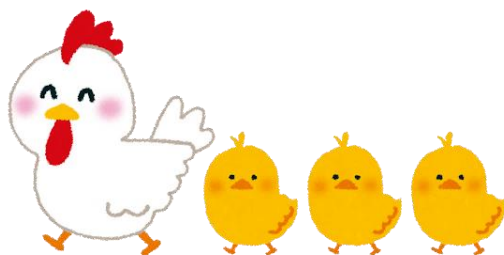
※様式は市ホームページからダウンロードしてください。（市保育課でも配布可能です）

※就労証明書は、勤務する会社等に作成していただく必要がありますので、早めにご準備ください。



様式のダウンロードはこちらから





塩尻市 保育課 保育企画係

☎ 0263-52-0844

塩尻市大門七番町 3 番3号 塩尻総合文化センター 1 階

